

常滑武豊衛生組合職員の勸奨退職 に関する要綱

平成10年3月31日

訓 令 第 1 号

改正 平成14年12月2日訓令第2号 平成18年4月4日訓令第1号
平成21年3月31日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人事の刷新と公務の効率的遂行を図ることを目的とし、高年齢職員の勸奨退職に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 退職の日において年齢満50歳以上満60歳未満の者で、20年以上勤続の者
- (2) 前号に規定する者のほか、職員本人の病気、家族の介護の事情で管理者が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、刑事事件により起訴された者又は管理者が特に不相当と認めた者は、この要綱の適用を受けることができない。

(退職の手続き)

第3条 この要綱の適用を受けて退職しようとする職員（以下「退職者」という。）は、毎年、管理者が定める日までに別紙「退職願（勸奨）」により退職願を管理者に提出するものとする。ただし、前条第1項第2号の場合は、この限りでない。

(退職の時期)

第4条 退職者の退職日は、退職願を提出した日の属する年度の3月31日とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(退職手当)

第5条 退職手当は、愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和4

0年愛知県市町村退職手当組合条例第1号)第4条、第5条及び第5条の2の規定によるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に管理者が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年3月5日から適用する。

附 則 (平成14年12月2日訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年11月1日から適用する。

附 則 (平成18年4月4日訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第1号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

別紙（第3条関係）

退職願（勸奨）

年 月 日

常滑武豊衛生組合 管理者 殿

所 属

職・氏名

印

生年月日

年 月 日生

常滑武豊衛生組合職員の勸奨退職に関する要綱の適用を受けて、 年

月 日をもって退職することを申し出ます。